

第三次・担い手3法の全面施行（R7.12.12）に伴う 宮崎県道路公社発注工事の対応について

宮崎県道路公社

1 概要

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入契法」という。）が改正され、令和7年12月12日に全面施行されたことに伴い、宮崎県道路公社が発注した建設工事における入札契約段階の対応（労務費の確認等）について定めるものです。

2 内容

(1) 工事費内訳書における労務費等の内訳明示の義務化（入契法第12条関係）

宮崎県道路公社が発注する建設工事に係る競争入札に参加しようとする事業者は、入札時に提出する「工事費内訳書」に「材料費」、「労務費」、「法定福利費の事業主負担分」、「建設業退職金共済制度の掛金」、「安全衛生経費」の5項目を記載する必要があります。

(2) 発注者による労務費ダンピング調査の実施（入契法第13条関係）

入札の事後審査において、落札候補者に対して「工事費内訳書」に係る労務費ダンピング調査（「直接工事費」が「一定水準」以上か否かの確認）を行います。

3 適用

(1) 入札金額内訳書における労務費等の内訳明示

令和8年4月1日以降に入札公告・指名通知を行う建設工事分から適用します。

(2) 労務費ダンピング調査

令和8年10月1日以降に入札公告・指名通知を行う建設工事分から適用します。

※ (1), (2)ともに随意契約により発注する工事は対象外です。